

若者支援策

雇用保険を受給していない者を含む若者の職業訓練、就職活動などの支援の実施(「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」(7,000億円)の創設)と雇用創出策の拡充
これらの緊急的な雇用支援策に加え、新たな法整備の両面に対応

フリーターや派遣切りにあった若者支援

「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」の創設
(21年度補正(7,000億円:若者支援はその内数))

雇用保険を受給していない若者等への支援の拡充

- ・職業訓練期間中の生活保障
「訓練・生活支援給付(仮称)」の支給
- ・職業訓練の充実

介護・ものづくり分野での職場体験・見学の実施

雇用のミスマッチを解消し、真に必要な分野での雇用の拡大

住宅を喪失し就職活動が困難となっている者や長期失業者に対する再就職支援、住居・生活支援

地域での若者の雇用創出

緊急雇用創出事業(基金)の積み増し
(21年度補正(3,000億円:若者支援はその内数))

地域の事情に応じた雇用創出策の支援
介護・子育て、農林水産、教育・若者支援、
観光振興、地場産業等の分野で雇用拡大
ニート等の若者の自立支援を行う団体への
支援

内定取消し・未内定の若者支援

(平成21年度補正)
未内定学生等対象の就職面接会の実施
内定取消し企業の企業名公表

ニートなどの若者の自立支援

「青少年総合対策推進法案」(今通常国会へ提出済)

地域ネットワークの整備により、ニートやひきこもりなどの若者を総合的に支援

これらの若者を支援する人材の育成・資質の向上を推進(研修、情報提供の充実等)